

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月三十一日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県規則第八号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。  
第六条の表第七号カ中「に係る写しの作成及び」を「の請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料並びに写しの」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例（令和六年三月奈良県条例第二十六号）

附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）に基づく行政文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納については、この規則による改正後の奈良県会計規則第六条の表第七号カの規定にかかわらず、なお従前の例による。